

# 第153回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 平成22年6月25日（金）  
午後1時30分～  
場 所 群馬県庁29階第1特別会議室

## 第153回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成22年6月25日(金) 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村榮、遠藤ひとみ、森田哲夫、  
小山洋、菊川滋(代理 松山隆雄)、皆川芳嗣(代理 鹿糠幸夫)、  
真塩卓、平田英勝、狩野浩志、萩原渉、新井晟久
- 4 欠席委員 後藤 新
- 5 事務局幹事出席者  
(都市計画課) 堺課長 今井次長 高坂次長  
(建築住宅課) 佐藤次長
- 6 補助説明者 (廃棄物政策課) 小原次長  
(高崎市役所建築指導課) 飯嶋課長
- 7 議案  
第1号議案 館林都市計画区域区分の変更について  
第2号議案 館林都市計画風致地区の変更について  
第3号議案 渋川都市計画道路(3・5・24号渋川西道路)の変更について  
第4号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

## 第153回群馬県都市計画審議会 議事概要

### 1 開会

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から第153回群馬県都市計画審議会を開催致します。

私は、本審議会を所管しております群馬県都市計画課長の堺でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告致します。本日御出席をお願い致しました委員の皆様は15名ですが、現在14名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から御報告させていただきます。

### 2 委員異動報告

(事務局)

お手元の群審報第94号を御覧下さい。第152回審議会以降、本審議会委員に下記のとおり異動がありましたので御報告します。

県議会議員を代表する者のうち、中村委員、松本委員、大沢委員、角倉委員が退任されまして、狩野委員、後藤委員が新任されました。

それから、市町村の議会の議長を代表する者として、野村委員が退任されまして、新井委員が新任されました。

裏側をご覧ください。従いまして、委員は全員で15名でございますが、県議会議員を代表する者は、平田委員、狩野委員、萩原委員、後藤委員の4名となります。

### 3 あいさつ

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(丸山会長)

本日は、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件が4件でございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。

田中委員さんと森田委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 4 議事

(議長)

それでは、これから議事に入ります。

本日の議案は、4件とも単独上程といたします。

議案の説明は幹事から致しますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合もございますので、御了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

従って、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の事務局の説明のとおり、本日の議案については、いずれも公開にするということで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることと致します。事務局は傍聴者がおりましたら入場させて下さい。

(傍聴者入場)

(議長)

それでは事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が1名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは傍聴の方は、先程事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。なお、これに反する行為があると、退場していただくことがあります。

報道関係の方は今から写真撮影を許可致します。

## 第1号議案「館林都市計画区域の変更について」

(議長)

それでは、早速ですが、議案の審議に入ります。第1号議案「館林都市計画区域の変更について」を上程いたしますので、事務局から説明を求めます。

(事務局)

まず、議案説明の前に資料の差し替えがございましたので、その説明をさせていただきます。

事前に議案書と添付図面を送付させていただいたのですが、添付図面の一部に誤りがございましたので、新しい添付図面を机の上に置かせていただいております。

修正は第2号議案の図5ですが、風致地区の区域の修正です。(訂正箇所の説明)新しい図面に差し替えさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

もう一点、群馬県都市計画図集という冊子がお手元に配られていると思いますが、昨年告示いたしました第6回定期見直しの結果を含めた新しい都市計画図集となっております。

それでは、議案の説明に移らせて頂きます。

議案書の1・2ページでございます、第1号議案「館林都市計画区域区分の変更について」説明させていただきます。

本議案は、都市計画法第7条に規定する区域区分を変更するものです。議案書の2ページをご覧ください。市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更するものです。

具体的には、議案書2ページの下段に記述しているとおり、北部第三地区を概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものです。編入する区域は、工業系の土地利用を誘導するため、人口フレームの変更は行いません。

添付図面の図1又はスクリーンを御覧下さい。総括図として、市街化区域に編入する北部第三地区の位置を示しています。この赤く塗った区域を市街化区域に編入するものです。

この地区は、館林市の北部に位置し、北側に一級河川渡良瀬川が流れ、対岸が栃木県佐野市となっております。西側には主要地方道佐野行田線があります。

次に、北部第三地区の概要を説明します。図2又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、館林都市計画区域のマスタープランにおいて、産業拠点と位置づけられ、生産・流通等の各機能の集積を図るほか、優良企業誘致のための工業用地を拡張し、工業系の新市街地としての形成を目指す地区としています。

当該地区は、既存の北部工業団地の北側を拡大することにより、産業の集積が図られ産業の振興に資する計画的な誘導となるものと考えております。

今回の区域は、館林市土地開発公社による計画的な市街地整備が確実となった区域、約18.3haを編入するものです。

図3又はスクリーンを御覧下さい。参考として館林市が決定予定である用途地域を示しています。今後の土地利用計画を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

スクリーンをご覧ください。今回の編入区域の土地利用計画図を写しております。編入区域内には、工業地の外に、区域内道路や緑地、調整池などを配置する計画となっております。

す。

図4又はスクリーンを御覧下さい。ただいま説明しました、第1号議案については、去る平成22年1月5日から1月19日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、平成22年4月9日から4月23日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、ただいまの議案に関する御質問なり御意見をお願いいたします。

(原田委員)

館林市には他に工業団地がいくつかあるのですが、大体埋まっているのですか。

(事務局)

そうですね。

(原田委員)

ここには具体的に進出予定のところは決まっているのですか。

(事務局)

予定はあると聞いております。

(森田委員)

議案としては区域区分の変更ですが、工専という用途から恐らくそこに発生集中する車は貨物車が予想されますので、都計道の331号や333号などの環状道路の交通処理が必要になってくるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

交通処理としましては、大型車は佐野・行田線から入ってくると考えています。

(森田委員)

市内はあまり通らないということですか。

(事務局)

はい、家混みや鉄道で区分されておりますので、大型車は佐野・行田線から入ってくると考えています。(図で説明)

(森田委員)

南側の交差点のあたりで渋滞が酷くなっていることはチェックされていて、大丈夫だということですか。

(事務局)

今現在も実際に工業団地もありますので、さほどの増加はないだろうと考えております。

(森田委員)

そう計測されているということですね。

(事務局)

はい。

(議長)

それでは、他に御意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

御異議ないものと認めまして、第1号議案は原案のとおり決定いたします。

## **第2号議案「館林都市計画区域風致地区の変更について」**

(議長)

次に、第2号議案「館林都市計画風致地区の変更について」を上程いたしますので、事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案「館林都市計画風致地区の変更について」説明します。

お手元の議案書4ページを御覧下さい。本議案は、都市計画法第8条第7項に規定する風致地区を変更するものです。

添付図面の図5又はスクリーンを御覧下さい。総括図として、風致地区を変更する城沼風致地区の位置を示しています。ここが風致地区の区域です。(図を説明)

変更理由は、お手元の議案書の4ページを御覧下さい。城沼風致地区は、昭和33年の都市計画決定以降、公園区域の拡張や道路整備など、土地利用環境が大きく変化してきています。このため、都市計画マスタープラン等の土地利用構想を踏まえ、適正に区域の見直しを行うことにより、現在の風致景観を将来にわたり保全することを目的としています。

お手元の添付図面の図6又はスクリーンを御覧下さい。囲んでいる緑線が変更前、赤線が変更後となります。区域面積は114haから122haと、わずかながら拡大される

こととなります。

具体的な内容について説明します。スクリーンを御覧ください。まず城沼の西側について、説明します。上の写真が昭和22年、下の写真が平成20年の航空写真を比較しています。設定当時の土地利用状況に合わせ、風致地区を設定していました。その後、昭和41年から鶴生田川河川改修が開始され、昭和48年には、城沼総合運動公園が決定されております。

また、昭和44年頃には、五号線が拡幅され、風致に即した形で沿道利用の活性化や市街化が図られております。これらの経年変化を踏まえ、風致の適正な維持管理を図るため、風致地区の見直しを行います。

つづいて、城沼の東側について、説明します。スクリーンを御覧ください。同じく航空写真で昭和22年と平成20年を比較しています。

現在、この地域は風致地区として、緑地や景観等の保全を図りつつ、館林つつじの里ショッピングセンター、アピタ、ケーズデンキ、カワチ薬品などの大型店舗が立地しています。既存の土地利用に合わせ、城沼からの眺望景観を引き続き保全するため、風致地区からは除きますが、地区計画により、建築物の高さ制限、壁面後退、緑化率の最低限度を引き続き設定し保全してたいと考えています。

最後に、その他の区域の境界の見直しについて、説明します。スクリーンを御覧ください。

風致地区の北側の区域で、わずかですが地形地物の変更により、堤や土手の変更が生じておりますので、これに合わせて変更しております。また河川改修などにより公園の区域が変更されているので、公園区域と風致地区の区域を合わせる形で新たに加えて整理しております。

お手元の添付図面の図7又はスクリーンを御覧下さい。ただいまの第2号議案については、平成21年11月24日から12月8日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、平成22年3月23日から4月6日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、第2号議案について、御質問や御意見をお願い致します。

(原田委員)

東側の区域変更については、風致地区の規制から地区計画に変わって、規制内容としてはどうなるのですか。

(事務局)

風致地区ですと湖からの景観として規制がかかっているところがございますので、風致地区の方が規制は厳しいのですが、この区域は湖側からの整備は、今現在の開発の段階で

風致地区のところで整備が進んでおりまして、壁面後退や緑化する予定があるなど進めておりますので、以降の地区計画では規制が緩くなりますが、規制をかけておけば建物の高さの制限などがかけられ現在の風致は守られると考えています。

(原田委員)

積極的に外す理由はないのではないかと思います。

(事務局)

館林全体を見たときに商業拠点として整備を進める計画がございます。その中で区域の見直しに合わせまして、湖からの景観は確保されているということでこの区域の整備を行いたいと考えています。

(森田委員)

地区計画を考えておられることと風致地区の見直しとの整合が図れているのかどうか。地区計画は今どの段階にあるのですか。

(事務局)

告示は同時にしたいと考えています。

(森田委員)

現状が風致地区に相応しくないことから、市も協力して地区計画の手続きを進めていて、それにより風致は維持されるから問題はないと考えているということですね。

(事務局)

はい。

(議長)

他のところは現況に合わせて、今のところだけがちょっとどうかなというところですか。

(遠藤委員)

外す意味が全然わからない。今の説明だと、風致地区の規制だと面倒くさいから、風致地区は外して、地区計画で対応できるから、という風に聞こえる。

(事務局)

今現在開発された区域で、風致地区としては湖からの景観はある程度保全がされていると考えています。

(遠藤委員)

風致地区なのに外すわけですね。都市計画の都合上、風致地区から外した方がやりやすいいろいろなというように、私には聞こえます。

(事務局)

風致地区と今回の地区計画の差というのは一番違うのは建ぺい率になります。風致地区では40%、地区計画では60%と20%緩和することを考えています。他の高さ制限ですとか壁面後退については若干厳しくなっています。

今、中心市街地の活性化が求められていますが、市の商業の活性化を図る上で、城沼付近のショッピングセンターの商業機能の評価もあわせて、2つの土地利用の錯綜を整理するために今回の変更を考えております。

(議長)

遠藤委員の指摘のとおり、規制を外した方が土地利用としては館林市として良いと考えていることが片方あって、風致地区の精神からすると湖からの景観は保存されているし、はずしても地区計画でやるから相当ひどい事にはならないから、外してよいでしょうかということですね。

(森田委員)

今ショッピングセンターが風致地区のルールの中で行われているわけですから、変わるの、建ぺい率が40%から60%。市のマスタープランにもあっている。また昭和22年から平成20年までに城沼が広がって、風致地区の面積としては減らずに増えているという状況です。

(原田委員)

この地域に新しい商業核を配置すると、その意味から風致地区をはずしたいということですか。

(事務局)

はい、整備をしたいと。

(原田委員)

増築したいという計画があるということですか。

(事務局)

はい。

(議長)

外すことが風致地区の精神からダメージがあるかということですが、そうは無いだろうということですね。

(狩野委員)

この風致地区を外すという中で、大きな違いは建ぺい率だけでよいのですか。

そうであるなら当然、館林の方でまちづくりをしっかりとやるからということで上程され

ているわけですからね。城沼周辺は館林のまちづくりの中で重要な位置づけになっている訳ですから、そういう意味では、建ぺい率が40%から60%に変わるだけなら認めてもよろしいのではないかと思います。

(田中委員)

一度風致地区に決めていたところを外すというのは安易に行うべきではないと思うのですが、建ぺい率が変わる、高さが変わらない、壁面の緑化は厳しくするというのであれば、一覧表や対照表などで、どの部分が風致地区で規制されていたものが、地区計画ではどう変わると、きちんとした条件を提示していただかないとわかりづらい。

(狩野委員)

館林市の担当者がいるのなら、説明してもらった方がいいのではないかな。

(館林市)

城沼については東側が未利用地だったということで民間開発によって今の商業施設がいくつかあり、中心市街地がなかなか上手くいかない中で館林唯一の商業集積地区として、この部分を除くと商業集積の箇所がなくなり市民の利便性が保てなくなるということで、建ぺい率を緩和していただきまして何とか商業施設を保っていきたく思っています。

(萩原委員)

今の説明だと、もともと風致地区にショッピングセンターをつくったことが問題だと思いますが、低利用地であったからと、その風致地区に対する館林市の考え方はどうだったのですか。ショッピングセンターをつくるときの議論というか。

(館林市)

今の風致地区の規制の範囲内で、許される範囲で商業施設も許可されてきたのですが、その後商業として定着し、今唯一ここが商業が集積している場所として、館林市民だけでなく板倉町や佐野などの方々も利用しています。

(原田委員)

マスタープランでどう位置づけなのか。

(館林市)

都市計画マスタープランでは商業の拠点に位置づけています。

(平田委員)

となると昭和33年9月に都市計画決定されているにもかかわらず、やっちゃったと。そういうことでいいのか。

(館林市)

やってしまったということではないのですが。

(議長)

どうでしょうか大体の事情は出尽くしたようですので、先ほど田中委員さんから御指摘があったように、我々法律は全て知っているというのが前提なのかも知れませんが実際にはそうではありませんので、今後議案を出されるときには、風致地区になるとこういうことが変わるんですよということが具体的にわかるように、資料を提出していただくということをお願いして、本案については継続審議ということではなく、ここで意見を聞くということによろしいでしょうか。

それでは、以上の説明を踏まえて、第2号議案について原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、そのように決定させていただきます。

### **第3号議案「渋川都市計画道路(3・5・24号渋川西道路)の変更について」**

(議長)

次に、第3号議案「渋川都市計画道路3・5・24号渋川西道路の変更について」を上程しますので、ご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、第3号議案「渋川都市計画道路(3・5・24号 渋川西道路)の変更について」御説明します。お手元の議案書6ページとあわせて、スクリーンを御覧下さい。

現在整備が進められている上信自動車道の路線図を示しています。

上信自動車道は、関越自動車道渋川伊香保インターチェンジ付近から長野県東御市の上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジ付近へ至る延長約80kmの道路であり、上信越自動車道、関越自動車道と連携して、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」における吾妻軸の主軸を担う道路です。幹線道路ネットワークを形成する上で重要性が高く、吾妻地域の活性化支援に大きく寄与する道路と考えています。

今回都市計画決定する渋川西道路は、この上信自動車道の一部であり、国土交通省が整備する渋川西バイパスを構成する路線となります。画面上の赤線で示した部分が渋川西バイパスです。

スクリーンをご覧下さい。渋川西バイパスの拡大図となっています。赤及び黒の点線で示した区域が国土交通省が事業を行う渋川西バイパス、青の点線で示した区域が群馬県が事業実施する金井バイパス及び川島バイパスです。

渋川西バイパスのうち赤点線で示した部分が今回の渋川西道路です。

なお、黒点線で示した、17号中村交差点からあじさい公園入り口の交差点までの区域は現在の道路幅員内で現道を活用した整備が行われる予定です。

議案添付図面の図8又はスクリーンを御覧下さい。総括図として当該路線を赤線で示しています。

図9又はスクリーンを御覧下さい。渋川西道路の計画図を示しています。あじさい公園入り口付近を起点として、渋川工業高校や渋川八幡宮を避けて山側に沿った形で計画しております。計画延長が1,790m、幅員がW = 15.5mの道路です。

今回の変更は国土交通省高崎河川国道事務所が実施する渋川西バイパスの整備に伴って、3・5・24号渋川西道路を渋川都市計画道路に追加するものです。

図10又はスクリーンを御覧下さい。参考として変更後の標準断面図を示しています。

図11又はスクリーンを御覧下さい。参考として起点付近の交差点詳細図を示しています。

図12又はスクリーンを御覧下さい。参考として終点部分の交差点詳細図を示しています。

添付図面の図13又はスクリーンを御覧下さい。ただいま説明しました、第3号議案については、平成22年3月16日から3月30日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、2件の公述の申し出がありましたので、その内容について説明します。正面のスクリーンを御覧下さい。

今回の公述意見に対する県見解の作成にあたっては、事業者である高崎河川国道事務所及び渋川市にもそれぞれの見解を確認し、両者の見解を踏まえ、群馬県の見解を作成しています。

まず、1件目の公述ですが、内容として4点ほどありました。

1点目は、総合的に一番有効である道路の建設の検討をお願いしたいというものでした。

この意見に対する県見解は、事業者見解にあるとおり、今回のルートは適切に検討されたものであり、変更案は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置であると考えています。

2点目は、道路建設に伴い分断された残地の対応について確認したいというものでした。

この意見に対する県見解は、事業者見解で示されたとおり、事業にあたって十分検討され、地元と調整が行われるものと考えています。

3点目は、騒音対策についての説明と現道の安全対策計画について聞かせてほしいというものでした。

この意見に対する県見解は、事業者見解のとおり、事業実施にあたって十分検討されるものと考えます。なお、群馬県が管理する渋川東吾妻線の歩道やガードレール整備については、歩行者及び自転車交通量や、渋川西バイパス完成後の渋川東吾妻線の自動車交通量等を総合的に勘案し、必要に応じて整備を検討します。

4点目は、都市計画原案の閲覧は、ホームページでの公開や閲覧期間を延長など、市民が見やすい体制づくりをお願いしたいというものでした。

この意見に対する県見解は、今後の都市計画の手続きにあたっては、閲覧期間中は群馬県都市計画課ホームページ上で、都市計画原案を公開することとしました。

続いて、2件目の公述ですが、内容として3点ありました。

1点目は、西バイパスが住民のために役立つのかどうかを考えて欲しいというものでした。

この意見に対する県見解は、渋川西バイパスは、県と国土交通省が共同で整備を進める上信自動車道を形成する路線であり、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」における吾妻軸の主軸を担う道路であり、幹線道路ネットワークを形成する上で重要性が高く、吾妻地域の活性化支援に大きく寄与する重要な道路と考えています。また、渋川市見解のとおり、渋川市からも渋滞緩和や歩行者の安全確保等の効果があるとの見解が示されています。

2点目は、1日1万台以上の車が通過する事による排気ガス等の大気汚染が住民の健康に与える影響についてどう考えるかというものでした。

この意見に対する県見解は、事業者見解で示されたとおり、渋川西バイパス整備による影響については、事業者が予測を行っており、環境基準を満足すると聞いています。

3点目は、渋川西道路と生活道路との交差は、2か所だけと聞いている。日常利便性が奪われることになるが、どのように考えるかというものでした。

この意見に対する県見解は、事業者見解で示されたとおり、事業実施にあたっては、市や地元と協議の上地域の利便性を損なうことがないように、十分検討され適切に整備されるものと考えます。

以上により、本道路を渋川都市計画道路に追加することは妥当であると考えています。

ただ今ご説明した公述意見に対する群馬県見解及び事業者、渋川市見解並びに、閲覧を経て決定した都市計画の案について、平成22年5月18日から6月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、3号議案についての御意見、御質問をお願いいたします。

(新井委員)

延長が1790mということですが、そのうち切土と盛土はどのくらいですか。

(事務局)

今現在は詳細設計はしてない段階ですから、細かい数字はでておりません。

(新井委員)

幅員15.5mということですが、道路の事業幅はどの程度ですか。

(事務局)

現在のところ測量等も入っておりませんので、決定しましたら測量等行いまして細かいところが決まります。

(萩原委員)

渋川のバイパスは上信道の一部だということですね。上信道については、渋川インター付近からとの話がありましたが、私どもが聞いているのは渋川インターと上信越道の長野県側の東御若しくは上田の高速道路と高速道路を結ぶ高規格道路であると説明を聞いていますが、どうなのでしょう。

(事務局)

区域間を結ぶ地域高規格道路ですが、一部現道利用の部分はありますが、全体としては地域高規格の速度を確保できる路線としての位置づけです。

(萩原委員)

そうした場合にあじさい公園から渋川インターまで現道を利用するということなのですが、将来的には高規格道路としての現道整備を考えていくということでもよろしいのでしょうか。

(事務局)

現道利用部分についても高規格としての所定の幅員なども確保できると考えておりません。

(萩原委員)

現道に対して高規格道路としての適用性として問題があれば高規格道路の仕様にしていくということで良いですね。

(事務局)

はい、そういうことです。

(森田委員)

地域高規格であるとしたら、今の計画図をみていると設計速度が守られているということですが、T字の交差点だとかは速度が下がらざるを得ない。地域高規格だといふのであれば、交差点などは地域高規格道路側が優先されるような交差点の構成になった方が良いと思いますが、事業者の方はどうお考えなのでしょう。線形があまりよくない。

(高崎河川国道事務所)

説明の中にありましたとおり地域高規格道路の位置づけになっておりますので、渋川西バイパスとその先の上信道全体を含めまして地域高規格道路としてサービス速度60km以上の水準は維持できると考えております。公園入口の交差点につきましては、公園の山がありまして地形的な条件、依然として現道のまっすぐ進む方向にも車がありますし、そういった交通をふまえて、交差点の交通処理の能力につきましても色々と検討しております。一応交通処理上問題なく処理できることを想定しています。

(森田委員)

そしたら、都市計画決定の案の区間の将来交通量はどの程度想定されていますか。

(高崎河川国道事務所)

今回の都市計画決定の対象となる区間につきまして、概ね2万4千台程度で将来設計しています。

(森田委員)

4車線道路ですから相当の交通量になると思いますが、予測の時点はいつの時点ですか。

(高崎河川国道事務所)

平成42年時点です。

(森田委員)

それくらいの交通量だとすると、その時点かその前の時点であじさい公園のところの形状は交通量の変化に伴って変えて行く必要があると思うのですが、その辺はいかがですか。

(高崎河川国道事務所)

供用された後に上信道の整備の進捗状況をみながら、交通の流れが変わってくるでしょうし、交通の状況を見ながら四方向に対して支障がない形で場合によっては形態を見直すということも検討しなければいけないのではないかと考えております。

(森田委員)

そういうことですから後からの変更もあると思うのですが、T字路と別れて、県道と交差しますが、ここは立体交差になると思うのですが、渋川駅前通り線のところはいかがですか。

(事務局)

こちらは立体で、バイパスは下をくぐる予定です。

(森田委員)

何らかの理由があるのかもしれませんが、立体交差を含んだかたちで都市計画決定した方が良く思うのですが、いかがでしょうか。その15mの幅員の中で立体交差できるのでしょうか。

(事務局)

両方とも完全に分離した形の立体を考えておりますので、分岐したものは上下線とも交差点の形をとらずに完全な形で下をくぐってしまう計画でございます。

(森田委員)

単純な交差で、15.5mの幅の中でできるのですか。

(事務局)

15.5mは基本幅員ですから、今後詳細設計なり測量を行った上で15.5mより広い範囲で買収するようになると思います。

(森田委員)

少しなら良いかもしれませんが、どの程度の幅であるか考えて範囲を決めるべきでないかと思うのですが。それこそ未利用地ならいいですが、周辺にお宅もあるようですし、たとえ道路事業であっても都市計画のルール上その範囲を決定するべきだという考えもある。

(事務局担当者)

確かにあらかじめ詳細設計をしてから都決をするという例もありますが、これは大きな事業となりますので、最低限必要な幅員を市民の皆様にも都決の手続きを通してお知らせをして、その後周知が至ってから詳細設計、測量をした後、住民の方達には事業幅の説明しまして、事業を進めていく方法をとっています。まず、大まかなルートがあつてからまた細かい説明を予定しています。別途詳細設計をおこなってから都決をすることもありますが、今回はあらかじめ詳細設計をせずお伝えする方法をとっています。

(森田委員)

詳細設計をしてまだ拡幅が必要だとしたら都決をし直すということですか。

(事務局担当者)

手法として全部の幅を都決するものところこういった上幅都決という最低限の幅で都決する例がありますが、詳細がでた段階で変更で都決という場合もありますのでケースバイケースで必要があれば都決の変更は考えられるかと思えます。

(森田委員)

後で広がって知らなかったという事のないように、説明と必要があれば都決するという事を考えてほしい。

(平田委員)

さきほどスライドで見せてもらった時に公聴会のことが何も書かれていません。意見書が2つでたというのはどういうことか。

(事務局担当者)

通常、都計審の資料として、案の縦覧に対する意見については資料につけて付議しておりますが、公聴会での意見は事務局説明のなかでお伝えしております。審議会の御意見と

して、公聴会での意見まで資料に入れた方がよいということであれば今後対応したいと思います。

(平田委員)

やっぱり、こういったものは全て議案に出して審議した方がいいと思う。

(事務局)

今後は是正させていただきます。

(議長)

図13の公聴会の備考欄にも書いておいた方がいいですね。

(議長)

他にございますか。

ただいま、森田委員から幅員についても将来変わる恐れがあるとかよく説明しなさいとか、大幅に変わるときは変更手続きをしていただくとか要望がありましたが、そうしたことに善処していただくという前提で、意見をいただきたいと思います。

それでは、お伺い致しますが、本案について御異議ないということによろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、本案は、御異議ないものと認めまして原案のとおり決定いたします。

#### **第4号議案「高崎市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」**

(議長)

それでは最後になりますが、第4号議案「高崎市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。事務局から説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課佐藤と申します。よろしく申し上げます。

ただいま、会長から第4号議案について説明を求められましたが、その前に、前回の審議会でご説明した群馬県の「産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可審査基準(案)」について、その後の状況について説明させていただいてよろしいでしょうか。

(議長)

どうぞ。

(事務局)

前回3月26日の本審議会での説明の後、県の開発審査会にも説明をし了解を得まして、現在はパブリックコメントを行っております。今月9日から来月8日まで意見を受け付けているところです。なお、現在まで意見書の提出はありません。

次回の審議会には許可基準のご報告したいと考えております。

それでは、「第4号議案高崎市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」をご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっております。

本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者である高崎市長より本審議会に付議されたものでございます。概要を私から説明しまして、詳細については、高崎市の補助説明者からの説明とさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。こちらは付議書の写しでございます。つづきまして8ページが施設概要となっております。名称、高崎市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域、工業専用地域。申請者住所氏名、高崎市倉賀野町3250番12、群馬環境リサイクルセンター株式会社、代表取締役、田中等。所在地高崎市倉賀野町字乙大道南3236の4、5、6、3250の11、12。敷地面積、16,688.04㎡。主な施設、産業廃棄物処理施設、処理能力、廃油の焼却、1日28立米。廃プラスチック類の焼却、1日21.1t。その他の産業廃棄物の焼却、1日60.0t。建築物の延べ面積の合計(既存)、3,984.7㎡でございます。

続けて申請理由です。本施設は、平成16年12月14日付けで、建築基準法第51条ただし書きの許可を取得し、既に操業を行っている。この度の計画(バグフィルターの増設)により、本施設の処理能力が平成16年に許可を受けた処理能力の1.5倍を超えることから、再度、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものである。

以上となっております。今回は、バグフィルターというものを取り付けることによって処理能力が1.5倍を超えることになるので許可申請があったということです。

それでは、高崎市の補助説明者から、詳細な内容について説明いたします。

(高崎市)

高崎市建築指導課の佐藤と申します。第4号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者の群馬環境リサイクルセンター株式会社は、古河機械金属株式会社、東邦亜鉛株式会社の共同出資により平成13年7月に設立されました。申請地において、本審議会の議を経て平成16年12月14日付で建築基準法第51条ただし書きの許可を取得し、平成18年4月から医療系廃棄物の焼却を行う産業廃棄物処理施設として操業を開始しております。

現在まで関東地方の各都県、山梨県、長野県内の病院、介護施設等の医療機関から出る廃棄物、具体的には、医療機関で使用した医療器具やオムツなどを受け入れております。

本施設に廃棄物を搬出する医療機関等は約1万機関にのぼります。なお、医療系廃棄物

を処理できる施設は少なく、群馬県内では申請者のほか太田市藪塚町にある1施設のみという状況です。また、昨年12月の本審議会にお諮りした太田市新田北部工業団地で1施設が計画中でございます。

近年、高齢化の進展により介護施設、老人福祉施設等から排出される廃棄物が増大していること、また、新型インフルエンザ等の発生による感染性廃棄物に対する対処も社会的にも要求されていること等の社会情勢及び同社の操業実績を踏まえて、焼却施設の処理能力を拡大することを計画いたしました。

なお、昨年11月に群馬県が実施いたしました高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の焼却試験におきましては、桐生市清掃センターと並び、本施設の焼却炉を使用しております。

民間施設ではございますが、このような非常時においては行政にご協力いただくことが可能な施設でもございます。

今回の計画は、排ガス処理設備であるバグフィルターを増設することにより行い、増築等の建築工事はありません。また、既存の焼却炉自体は能力的に余裕があるため改造等の必要はございません。

本施設は、先程、申し上げましたとおり、平成16年に建築基準法51条の許可を取得しております。同条の許可を受けた産業廃棄物処理施設については、建築基準法施行令130条の2の3第6号の規定により、許可時の処理能力の1.5倍以内の増築等であれば、新たに許可を取得する必要はございません。

本施設は、一日あたりの処理能力が35tである「その他の産業廃棄物の焼却施設」として許可を受けておりますが、今回の計画により、処理能力が、許可時の処理能力の1.5倍である一日あたりの処理能力52.5tを超える60tに変更されます。

従いまして、既存の施設に対する建築基準法施行令の緩和規定は適用されず、改めて建築基準法51条ただし書きの許可の手続きが必要となります。

スクリーン又は図14をご覧ください。申請地の位置を示しております。

申請地は、高崎都市計画区域内にあり、図左上にある高崎市の中心市街地から、東南東へ約5.5キロ離れた倉賀野大道南工業団地内にあります。用途地域は工業専用地域でございます。

スクリーン又は図15をご覧ください。赤色で示したのが、今回の申請地でございます。

敷地の周囲は、北側に昭和電気製鋼株式会社、昭和精密株式会社の工場、東側に三栄商事株式会社の工場、西側に株式会社カンサン高崎事業所の工場があり、北、東、西の3方向は工場に囲まれております。南側は一級河川烏川があり、対岸は高崎市民ゴルフ場となっております。敷地境界から300mの範囲は、全て工業専用地域及び工業地域に指定されております。黄色で示したのが申請地から最も近い住宅でございます。三栄商事株式会社の工場とその先の道路を越えた場所で、申請敷地の境界から北東に約170m離れております。ただし、申請地の東側半分は更地となっており、また今回の計画においても施設の設置予定はありません。従いまして、実際の焼却炉等の焼却施設からは300m以上距離がございます。法的な近隣同意は不要ですが、行政指導により敷地境界から50m以内にある工場5社から同意書を取得しております。

なお、工業団地内にある本施設については、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定により、群馬県西部環境森林事務所長から施設の設置場所の周辺の状況及び施設の

設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備に寄与すると認められる場合に該当するとして、説明会開催の手続の省略が承認されておりますが、申請者が自主的に、事前協議書提出前に高崎市区長会長及び地元区長に事業計画の説明を行うとともに、近隣住民等への説明方法について相談をしております。

この際、区長等からは本施設は工業団地内にある既存施設であり、また、近隣住民から苦情等が寄せられたこともないため、住民説明会の開催などの要望は出されておられません。

廃棄物の搬入経路ですが、国道17号線から県道和田多中倉賀野線を経由し、幅員9mから10mの高崎市道I908号線を利用して行われます。また、搬出経路も同様であります。搬入車両は1日あたり、10tのタンクローリーが1台、2.5t車が2台、1t車が約40台を予定しています。現状との比較ですが、1日あたり10台程度増加いたします。また搬出については、10t車1台で行い、毎日ではなく5日に3台程度を予定しています。今回の計画により、搬出入車両は約1.5倍に増加いたします。しかしながら、現状、県道和田多中倉賀野線及びI908号線においては、工業団地内への搬出搬入車両による交通渋滞は発生していません。また、国土交通省が実施した交通量調査によると県道和田多中倉賀野線の交通量は1日約13,000台であります。全体の交通量に対する、本施設に搬出搬入車両の割合はわずか0.2%程度でありますので、今回の計画に伴う10台程度の交通量の増加では、周辺道路に影響を与える可能性は極めて少ないと考えられます。また、施設増設後、万が一渋滞が発生する場合には、申請者側で廃棄物の搬入時間等の調整を行い対応いたします。

スクリーン又は図16をご覧ください。こちらは、申請敷地の状況を示したものでございます。赤色の線が申請地の敷地境界線でございます。

黄色で示されるのが今回の申請建築物でございます。①事務所棟、②保管庫棟、③誘引通風棟、④倉庫棟の4棟があります。いずれも既存の建物であり、今回の申請に伴い建築する建築物はございません。②の保管庫棟の北の赤で囲まれた部分が増設するバグフィルターの設置位置でございます。設置場所は隣地境界までは14mの距離がありますので、バグフィルターを増設しても、隣地境界における騒音は増加いたしません。また、バグフィルター自体は振動を発生する設備ではありませんので、施設から発生する振動が増加することはありません。申請地は、もともと工業団地として分譲された土地でございますので、既に平坦な土地となっておりますので、切土、盛土等の造成工事の必要はありません。

申請地への出入りは、図面左上の黒三角で敷地出入口と示された場所から行います。なお、廃棄物の搬入時間は午前8時から午後5時まででございます。隣地との境界は、高さ1.8mのネットフェンスで囲まれております。また、①の事務室棟の周囲及び南側の烏川沿いに緑地が設けられております。

スクリーン又は図17をご覧ください。こちらは廃棄物の搬入から搬出までの廃棄物の流れを矢印で示したものでございます。施設に搬入された廃棄物は、原則として、まず、図面中央の保管庫棟に入ります。焼却炉の点検時などで保管庫棟では保管しきれない場合は、図面右の倉庫棟に入り、それぞれ焼却までの間、保管されます。

搬入される廃棄物は、医療機関から排出されるもので感染性があるものも含まれるため、保管庫棟、倉庫棟とも常時室温が20度以下に保たれるようになっております。

感染性のある廃棄物と申しますと、一般的に危険なイメージが想像されますが、先程も説明がありました。具体的には病院で使用された注射針や脱脂綿、点滴パックなどでございます。私共も事務局の職員と合同で、既存施設に対して現地調査を実施し操業状態を確認しておりますが、本施設の安全性については、基本的に病院の待合室と同じ状態と考えて頂けるとわかりやすいかと思います。

病院内で使用された使用済みの医療器具は、看護師の手によりビニール袋に入れられた後にプラスチックケースや段ボールに入れられ、一定量になりましたら、専門の運搬業者に委託し本施設に搬入されます。しかし、当然のことながら、病院内では医師、看護師、患者も特別なマスクや手袋はしてはおりません。

廃棄物の受入にあたっては、搬入業者のドライバーと荷卸担当者が目視により、廃棄物が納められたプラスチックケースや段ボールに破損、汚損がないかを確認いたします。

この際に、プラスチックケースを開け、廃棄物を選別するといったことはございません。病院等でケースに入れられた状態でそのままの状態での焼却までなされます。

万が一、廃棄物の流出等が発見された場合は、速やかに消毒、吸収、清掃を行い対処いたします。また、毎年、荷受を担当する作業員を対象に非常時の対応訓練も行っております。保管庫棟に搬入される廃棄物は、全て専用のパレットに入れられます。保管庫棟にはエレベーターやローラーコンベヤー、投入ロボットがあり、焼却炉への投入まで全て自動で行うシステムが取られており、できる限り人手を介さないよう安全性が重視された設計となっております。

なお、受け入れた廃棄物は原則として、搬入当日に焼却炉へ投入をして処理いたします。

廃棄物は保管庫棟からローラーコンベヤーで焼却炉に運ばれます。焼却炉は②のロータリーキルン、③のストーカー炉で構成されます。

廃棄物は②のロータリーキルンで着火、乾燥、粗燃焼され、③のストーカー炉で完全燃焼させます。燃え殻である焼却灰は⑫灰コンベヤーを通り⑬の焼却灰バンカに溜められます。

ダイオキシン類の規制強化の流れから、平成8年に環境省から一般廃棄物の焼却施設について、24時間連続運転するよう通達が出されており、本施設もこれに準じて24時間連続運転を行っております。

排気ガスは④のガス冷却塔に運ばれ、ここで水を噴射することで850度以上の高温から200度まで一気に冷却されます。なお、水は完全燃焼されますので汚水は発生いたしません。冷却された排気ガスは、⑤の既設バグフィルターに運ばれ、ここで有毒ガスやばいじんを除去します。有毒ガスは酸性のため、消石灰を吹き込むことで中和いたします。また、ばいじんと消石灰であるダストはフィルター内に設置されたガラス繊維製の布を通すことで除去し、⑭のダストバンカに溜められます。

今回の計画により、⑤の既設バグフィルターの隣の、赤で塗られた部分に⑥増設バグフィルターを設置し、排気ガスの処理能力を増加させます。増設するバグフィルターは既存のバグフィルターの約2分の1程度の大きさであります。

⑦の反応塔では、触媒により排気ガス中に残っている微量のダイオキシンを水と二酸化炭素、塩化水素に分解します。ダイオキシンが除去された排気ガスは、⑧の誘引通風棟を経由して⑨の煙突から排出されます。煙突内には、有毒ガスの成分を常時測定、分析する装置が設置されています。

大気汚染物質の最新の測定値では、ダイオキシンの濃度は規制値の1/2000程度、硫黄酸化物は規制値の1/400程度、窒素酸化物は規制値の1/5程度、塩化水素は規制値の1/10程度、ばいじんは規制値の1/20程度となっております。

今回の計画により処理能力が増加いたしますが、予測値は現状とほぼ変化変わらず規制値を大きく下回ります。また、保管庫棟の1階には中央操作室があり、ここに保管庫内、焼却炉内、煙突先端等にある監視カメラの映像が映し出され作業員が監視を行い、緊急事態に即座に対応できる体制が取られています。

スクリーン又は図-18をご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手順の概要でございます。

「1」は、現在の本施設の許可内容を示したものです。

「2」は、廃掃法に基づく事前協議から設置許可までの流れを示しております。本年5月13日に事前協議が終了しております。

「3」の廃掃法に基づく設置許可について、「申請予定」とありますが、申請者としては、建築基準法51条許可が得られた後に申請を行い、本年中には許可を得たいという意向でございます。

「4」は、建築基準法第51条の許可の手続きを示しております。

「5」の建築基準法関係規定の手続きですが、必要な手続きはございません。

「6」の建築確認についても、今回は設備を設置するだけですので、申請が必要な建築物及び工作物の設置はございませんので不要でございます。

「7」のその他の関係法令による手続きですが、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の手続きが必要となります。

なお、本施設は既存の施設でございますので、新築時に建築基準法をはじめとする各法令、条例の手続を行っております。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンをご覧ください。こちらが、産業廃棄物の処理状況の工程を図で示したものでございます。

焼却灰及びダストは約10t程度溜まると、福島県にある管理型埋め立て処分場に搬出し最終処分いたします。なお、焼却灰及びダストの重量は、廃棄物受入時の重量に対し12%程度でございます。

スクリーンをご覧ください。こちらは、廃棄物処理前、処理後の写真でございます。上段が処理前、下段が処理後の写真です。上段左の写真にあるように廃棄物はプラスチックケースや段ボールに入れられた密閉された状態で運びこまれます。なお、感染性のある廃棄物ですので容器を開けることはなく、この状態で焼却炉に投入されます。

上段右の写真が廃棄物の写真です。医療機関で使用後に廃棄された点滴や注射器等でございます。医療機関等の排出事業者は、廃棄物を、一度、ビニール袋に入れた上で、密閉された容器に収容し本施設に搬入することになります。下段左の写真が燃え殻、ばいじんの写真です。燃え殻は飛散防止のため加湿冷却された状態で保管されます。

スクリーンをご覧ください。現在の施設内外の写真でございます。

上段右が焼却炉及び保管庫棟の写真です。上段左が焼却炉の写真です。

下段左が保管庫内の写真です。廃棄物はこのようにパレットに積み込まれた状態で保管されます。また、焼却炉の投入口までパレットごと写真にあるローラーコンベアーで運ば

れます。下段右が焼却炉への投入ロボットでございます。本施設は、感染性のある廃棄物を扱いますので、このように、なるべく人の手を介さないように処理するシステムが取られております。

スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

現在、群馬県においては、建築基準法51条の許可基準について、本審議会のご意見を伺いながら作成作業を進めております。高崎市においても、群馬県が作成する基準に準じた形で建築基準法51条の許可基準を作成していく予定でございます。

本計画について、現在、予定されている許可基準案に適合する内容であるかご説明させていただきます。

#### 「第1. 位置の妥当性」について

「一 建設地の市町村の都市計画と整合したものである」ことについては、まず、申請地は工業専用地域であります。また、申請地内には都市計画道路、都市施設等の予定はありません。高崎市都市計画マスタープランにおいても、申請地の存する倉賀野大道南工業団地は工業地域、流通業務地としての位置づけがされておりますので、基準案に適合いたします。

「二 学校、病院、公園等の施設との位置関係が適切であること」については、申請地はこれらの施設とは100m以上離れておりますので、基準案に適合いたします。

「三 その他当該施設の位置が適切であること」については、国立国定公園、風致地区、保安林の区域、地すべり防止区域宅地造成工事規制区域等に指定されておられませんので、基準案に適合いたします。

#### 「第2. 搬出入路の妥当性」について

「一 増加が予想される交通量及び使用する車両等に対応した適切な道路幅員を有すること」については、まず、県道和田多中倉賀野線においては、増加する交通量が全体の交通量と比べると非常に少なく支障が認められません。また、県道でございますので、車道部のみで約12mと十分な幅員が確保されております。市道I908号線についても、現状として交通渋滞等が発生しておらず、幅員も9～10mあり大型車の通行に支障がありませんので、基準案に適合いたします。

「二 搬出入経路が繁華街や住宅街を避けていること」についても、図一15でご説明したとおり、搬出入路は工業専用地域及び工業地域であり、実態も工場が集積した地域でございますので、基準案に適合いたします。

「三 その他当該施設の搬出入経路が適切であること」については、直接の搬出入路となる市道I908号線は通学路との重複はありません。また、県道和田多中倉賀野線についても、重複する部分は限られておりますが、同路線には両側とも歩道が設けられており歩行者等の安全性が確保されていることから、基準案に適合いたします。

#### 「第3. 施設計画の妥当性」について

「一 敷地面積、駐車場規模及び建ぺい率が施設計画に対して適切であること」については、本施設の建ぺい率は15%程度と敷地には余裕があり、敷地内に従業員用の駐車場も確保されております。また、敷地出入口は道路の終端部であり、出入口の幅員は約14mありますので搬入搬出車両のすれ違いも特に問題がないため、基準案に適合します。

「二 必要に応じ、緩衝緑地、緑地帯などが設けられていること」については、本施設

は工業団地内でございますが、緑地スペースが設けられており、基準案に適合します。

「三 その他当該施設の施設計画が適切であること」については、搬出入口は市道Ⅰ908号線の終端部でありますので、車両の出入りに支障はございません。

また、景観についても、スクリーンでもお示しいたしましたが、本施設の建物は白を基調としたものであり、焼却炉等のプラントはシルバーを基調とした色であり、形態等も特段、突飛なものではなく、景観上の影響はありません。なお、施設設置時には、当然、景観条例の届出をしており景観条例に適合するという本市の都市計画課で判断しておりますので、基準案に適合いたします。

最後に「第4. 環境・公害対策の妥当性」について

「一 「群馬県的生活環境を保全する条例」その他公害防止に係る各種規制基準に適合したもの、又は適合することが見込まれるものであること」については、事前に生活環境影響調査を行っており、その報告書の中で、大気汚染、騒音、振動、悪臭のいずれの項目も、規制値以内、又は、問題が無いと評価されております。

なお、水質については調査をしておりませんが、廃棄物の処理工程上、発生する少量の汚水は焼却炉へ吹き込まれ燃焼され、敷地外への排水はありませんので、基準案に適合いたします。

「二 地域住民への周知等当該施設の環境対策が適切であること」については、先程ご説明申し上げたとおり、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定に基づく事前協議を行い、設置許可の方向で手続が終了しております。

また、本施設は事前協議上、近隣同意や説明会の実施手続は省略されております。また、計画内容も工業団地内の既存施設のプラントを一部増設というものでございますが、申請者が自主的に地元区長へ説明を行うとともに、区長に説明会開催の必要性について相談をし、開催不要との回答を得ていること、近隣企業から同意書を取得していること、操業開始から4年が経過いたしますが近隣住民、企業から苦情等が寄せられたこともないことから、基準案に適合いたします。

以上のことを踏まえますと、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられます。加えて、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響も少ないので、本審議会に付議したものでございます。

以上で、補助説明を終わらせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。以上で第4号議案の説明を終わらせていただきます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

(議長)

詳細な説明がありましたが、それでは本案にかかる御意見、御質問をお願いします。

(平田委員)

前々回、太田の方で近隣の同意がなかったので説明してもらわなければ困るという話を  
して、持ち回りの委員会で可決した例がありますが、今回は大体よいという話ですが、最

も近い170メートルの家も問題ないということですのでよいのですか。この施設は今後必要な施設なので反対する意志はありませんけど、その辺が後になって問題になっては困るものですかから質問したいと思います。

(高崎市)

高崎市としましても近隣市民への説明は必要と考え、申請者に対して任意の願いとして説明会の開催をお願いできないかと話をしました。申請者側で7月中旬に近隣住民を対象とする説明会を開催する運びとなっています。

(平田委員)

これからやるってことですか。この前の審議会で、ある程度話を付けてから審議した方がいいと話をしたのだが、高崎市には伝わっていないということか。

(事務局)

高崎市にはお伝えしましたが、事業者との打合せでこのようになったと解釈しております。

(平田委員)

心配ないと言うことでよいですか。

(狩野委員)

現地を視察をしたことがあって、ちゃんとしている会社で無くては困るので、早く許可をおろしてもらって、しっかり仕事をしてもらいたいと思っています。

(萩原委員)

河川との関係が気になります。烏川と鑄川が合流して、河川に非常に近い施設ですが、高崎市の説明で関係法令の手続きが行われているということですが、河川法55条保全区域内の建物で、既存建物が護岸から20m位のところにあるのですが、河川法の手続きをとっていると思うのですが、この手続きの中に河川法の手続きが入っていないのですが、このへんはいかがでしょうか。

(高崎市)

最初の申請の段階で許可をいただいております。

(萩原委員)

護岸の状況はいかがでしょうか。

(事務局)

国土交通省の管轄でして、護岸はしっかりしたものができております。その上がガケ地になっているところがありまして、国ホームページで確認したのですが平成22年度に当

該地を含んで700メートル、しっかりした護岸の上にある自然のガケ部分の工事を行うことになっています。

(萩原委員)

護岸の状況は良いということですね。

(事務局)

はい。良いです。

(田中委員)

計画は妥当性があると思いますが、実際に新しい物を設置した後に大気汚染とか煙突から出る煙というのはきちんとされるのでしょうか。

(廃棄物政策課)

環境サイドから回答させていただきます。心配になるのはダイオキシン類ですが、この施設につきましては廃棄物処理法の省令において排ガス中のダイオキシン類の濃度は毎年1回以上、煤煙量、煤煙濃度については半年に1回以上測定して記録をすることとなっています。それと所管外ですが、ダイオキシン類特別措置法の特定施設ということで、焼却灰の汚染の状況も測定して報告するようにとの技術指導もございまして、設備の構造、運転管理については、こういった説明会で言うことになっています。

(議長)

他には如何でございませうか。

(議長)

本件につきましては、都市計画上の支障なしということで異議ございませうか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了致しました。ありがとうございました。

(閉会 15 : 15)

(議事録署名人)

-----

-----

-----